

振込規約

第1条 適用範囲

ケータイバンキング、インターネットバンキング、またはテレホンバンキングの利用による、当行に開設されている他のお客さま名義の口座宛または全国銀行データ通信システム（以下「全銀システム」という）に加盟の他の金融機関（以下「他行」という）の国内本支店の口座宛（以下「他行宛」という）の振込（以下「振込」という）については、この規約により取扱います。

第2条 振込依頼等

1. 振込依頼および振込予約（以下総称して「振込依頼等」という）は、次により取扱います。
 - (1) 振込依頼等は、当行所定の手続きにしたがい、振込先金融機関・支店名、預金科目・口座番号、口座名義、振込金額、依頼人名その他当行所定の事項を、ネットワーク端末または固定電話機（以下、あわせて「端末」という）から正確に入力、または伝達して行ってください。この振込依頼等は、当行所定の手続きにしたがい端末から送信された暗証番号またはログインパスワード（以下「暗証番号等」という）が、あらかじめ当行に届出られたものと一致した場合に限り取扱います。
 - (2) 当行は、当行所定の方法によりお客さまが端末から入力した事項、または伝達した事項を依頼内容とし、お客さまにおいて振込日（振込先金融機関に対し振込通知を発信する日をいう。以下「振込日」という場合同じ。）の指定がない場合には振込依頼として、お客さまが端末操作日の翌日以降当行所定の期限内の先日付の日を振込日として指定した場合には振込依頼の予約として受付けます。
 - (3) 振込予約を行う場合において、振込先が他行の場合は、全銀システム非稼働日を振込日として指定することはできません。
2. 振込依頼または振込依頼の予約を受け付けるときに、お客さまからの依頼内容を端末に表示、または自動音声で復唱しますので、必ずその内容を確認してください。
3. 第1項の依頼内容について誤りがあったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第3条 振込予約の取消し

振込依頼の予約は、当該予約にかかる振込日の前日までに当行所定の手続きを行うことにより、取消することができます。

第4条 振込契約の成立

1. 振込にかかる契約（以下、「振込契約」という）は、当行所定の手続きにより当該振込取引の依頼内容が確定し、かつ振込資金および当行所定の振込手数料（以下、「振込資金等」という）の引落しが完了したときに成立するものとします。
2. 振込資金等は、当行がお客さまから受付けた振込取引の依頼内容が確定した日に、お客さまが引落し口座として指定した口座から引落すものとします。
3. 前項にかかわらず、振込依頼の予約を行った場合においては、振込資金等は、当該予約にかかる振込日に、お客さまが引落し口座として指定した口座から引落すものとします。
4. 振込依頼の予約を行った場合において、当該予約にかかる振込日に残高不足により振込資金等が引落せなかったときは、当該振込依頼の予約はなかったものとして取扱い、当行はお客さまに対し、届出の E メールアドレス宛にその旨を通知します。

第5条 振込通知の発信

1. 振込契約が成立したときは、当行は依頼内容にもとづいて振込先金融機関に振込通知を発信します。
2. 前項にかかわらず、振込先が他行であった場合は、次により振込通知を発信します。ただし、振込依頼の予約にかかる振込契約に基づく振込通知は、振込先が他行であった場合でも、当該予約にかかる振込日に発信します。
 - (1) 当行所定の時限までに、当行所定の手続きにより振込依頼内容が確定した場合には、当日中に振込通知を発信します。
 - (2) 振込依頼内容の確定が当行所定の時限を過ぎていた場合、振込通知の発信日は翌日以降となります。その場合、当行はその旨を端末に表示、または音声にて伝達します。
 - (3) 全銀システムの非稼働日に振込依頼を受付けた場合には、前二号の定めにかかわらず、全銀システムの翌稼働日に振込通知を発信します。

第6条 入金不能時の取扱い

振込先の金融機関から、振込依頼のあった受取人口座がない等の事由により振込資金が返却された場合には、当行はお客さまに通知することなく返却された振込資金をお客さまの普通預金口座に入金します。この場合、振込手数料は返却しません。

なお、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第7条 依頼内容の取消し・変更・組戻し

1. 振込契約の成立後は、その依頼内容の取消しおよび変更はできません。
2. 振込契約の成立後にお客さまが、その振込の組戻しを依頼する場合には、次の手続きにより取扱います。

- (1) 組戻しの依頼（以下、「組戻依頼」という）は、テレホンバンキングのみにて当行所定の手続きに従い受付けます。
 - (2) 当行はお客さまからの組戻依頼にもとづき、当行所定の組戻手数料を受領し、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - (3) 振込先の金融機関より組戻依頼にもとづき資金が返却された場合には、当行は返却された資金をお客さまの普通預金口座に入金します。
3. 第2項において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときまたは受取人からの組戻しの承諾を得られない場合などの理由で組戻しができないことがあります。この場合には、お客さまが受取人との間で協議してください。なお、組戻しができなかった場合でも、組戻手数料は返却しません。

第8条 振込限度額

1. 当行は振込において、「1日」（基準は「午前零時」とします）あたりに振込むことができる金額および「1回」あたりに振込むことができる金額（以下、あわせて「振込限度額」といいます）を定めます。この「振込限度額」は、お客さまが暗証番号等を入力する等当行所定の方法により変更することができます。ただし、「振込限度額」は、当行所定の上限金額を超えない範囲に限定されるものとします。また、当行はこの上限金額を変更する場合があります。
2. 当行は、振込限度額を超える振込依頼は受付けないものとします。ただし、振込依頼の予約については、「1回」あたりに振り込むことができる金額を超えている場合に限り、受付けないものとします。
3. 当行がお客さまの振込依頼の予約を受付けた場合においても、当該振込依頼の予約にかかる振込日の当行所定の時点において、当該振込依頼の予約にかかる振込金額が振込限度額を超えていた場合には、当該振込依頼の予約にかかる振込契約は当然に解約されるものとし、当行はお客さまに対し、届出のEメールアドレス宛にその旨を通知します。

第9条 災害等による免責

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (3) 当行以外の金融機関等の責に帰すべき事由があったとき。

第10条 規約の準用

1. 振込取引に関し、この規約に定めのない事項については、じぶん銀行取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定のじぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

第11条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上